

令和7年度 休日保育のしおり

海田町 こども課

海田町では、次により休日保育を実施しています。利用を希望される方は、各事項や注意事項をあらかじめご理解の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

1 休日保育について

保護者が日曜日及び国民の祝日の就労によりお子様を家庭で保育できない場合の保育需要に対応するため、保育を行うものです。

2 対象乳幼児

海田町に居住し、かつ、認可保育所等（幼稚園を除く。）で保育を受けている乳幼児
同居している保護者のすべてが就労等により日曜及び国民の祝日に保育できない家庭の乳幼児

3 休日保育実施保育所（以下「休日保育所」という。）

施設名	住 所	連絡先	利用定員
明光保育園	海田町稲荷町1番2号	082－ 824－7801	3歳以上児：7人程度 3歳未満児：3人程度

※ホームページ <https://kenshin-meikou.jp>

4 実施日

原則、日曜日及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）

※ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く。

5 保育時間

支給認定の「保育必要量」に準じた利用時間

○標準時間認定・・・7時15分～18時15分

○短時間認定・・・8時30分～16時30分

6 利用料

無料

※平成27年度からの子ども・子育て支援新制度により保育所の利用日数は、曜日に関係なく、休日保育の利用日を含めて週6日までです。このため、利用料は、通常の保育料とは別にご負担していただく必要はありません。

（注）必要に応じて、利用保育所等に対して、利用日の確認を行います。

7 昼食・おやつ等について

昼食やおやつの提供は行っていません。昼食（乳児は、離乳食・ミルクを含む。）とおやつ、お茶又は水をお持ちください。（お子様が飲み食いできる量にしてください。）

8 休日保育所と家庭との連絡について

(1) 利用日の登所時、お子様の家での様子を連絡票にご記入の上、休日保育所に提出してください。

また、どなたがお迎えに来られるかを必ずお知らせください。都合でお知らせと別の方がお迎えに来られる場合は必ず休日保育所に連絡をしてください。

- (2) お迎えの際、お子様の保護者であることが確認できる運転免許証などが必要です。お忘れのないようにお願いします。
- (3) 休日保育所では、安全な保育に努めていますが、お子様のケガや急な発熱等緊急の場合は、保護者に連絡しますので、速やかにお迎えをお願いします。
- (4) 非常災害や気象などの緊急時には、保護者の方に連絡し、お迎えをお願いすることがあります。

9 利用日に休日保育所にお持ちいただくもの

●休日保育申込兼振替取得状況申出書（当日、忘れるとお受けできません）

○昼食（乳児については離乳食・ミルクを含む。）、おやつ、お茶又は水

○昼食・おやつ用ナフキン

○着替え（おむつ等を含む。）及び帽子（着替えのすべてに名前を記入してください。）

○午睡用布団（休日保育利用児はみんな午睡します。季節に応じて調整してください。）

○ビニール袋 2枚（着替えや汚れものを入れます）

○連絡ノートにお子様の健康状態、降所時間、お迎えの方の名前、続柄の記入をお願いします。

○フェイスタオル 1枚（夏季のみ）

※すべての持ち物に名前を記名してください。

10 利用方法

(1) 利用の登録

利用希望月の前々月10日までに、休日保育利用申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、海田町こども課に提出してください。保育の内容などの詳細については、登録完了後に、休日保育所へ連絡の上、お子様と一緒に面接を受けてください。後日、結果をお知らせします。

(2) 利用の申込み（利用希望する月ごと）

利用申込の締切日を確認の上、休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書（※）を平日利用している保育所等に提出してください。保育所等が取りまとめて、休日保育所に提出します。

(3) 利用の可否

申込み内容を確認の上、休日保育の優先順位に応じて、利用を決定し、利用決定日までに連絡します。

なお、受け入れ人数が限られているのでご利用を保留とさせていただくことや、要件を満たさない場合にはご利用をお断りすることがあります。（※）

※定員超過の場合、休日保育所が優先順位〔（1）利用理由（2）利用頻度（3）利用申込書順などで判断〕に応じて、利用の可否を決定します。

利用決定日までに休日保育所から連絡がない場合は、休日保育所にお問い合わせください。

(4) 利用申込み締切日

令和7年度（2025年度）

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申込締切日	3/19	4/18	5/20	6/20	7/18	8/20	9/19	10/20	11/20	12/19	1/20	2/20

11 休日保育の利用に係る注意事項

- 休日保育は、休日保育所の行事や職員の配置状況・お子様の状態に応じた保育体制が整わない場合、利用できない場合があります。
- 利用の取り消しは、**利用日の3日前の17時**が締め切りです。締切日までに休日保育所に連絡してください。（電話 082-824-7801）
締切後の利用の取り消し、連絡なく欠席をした場合は、利用をお断りする場合があります。
- 登録内容に虚偽があった場合、登録後6か月間利用がない場合、利用の取り消しが続く場合、週6日を超えて利用した場合など休日保育の利用が適当でない場合は、登録を取り消すことがあります。（ただし、お子さんやご家族の病気やケガ等やむを得ない事情が平日利用している保育園等で確認できた場合は除きます。）
- 登所前にお子さんの体温を計測し、体調を確認してください。
- 37.5度以上の発熱、嘔吐・下痢など風邪症状や体調不良がある場合などは利用できません。
- 服装は動きやすく、着脱しやすいものにしてください。
- 朝食は、必ず食べさせて来てください。
- 遅刻される場合は、速やかに休日保育所にご連絡ください。
- 緊急に連絡させていただく場合がありますので、必ず連絡が取れるようにしてください。
- 休日保育を利用後、保護者の就労等の状況を平日利用している保育所等に確認させていただきます。

保育所が利用できるのは、曜日に関係なく、休日保育の利用日を含めて週6日までです。

休日保育の運用に当たり、保護者が休日保育の利用登録をされていること、就労先の休日について、平日利用している保育所等に連絡しますので、ご了承くださいますようお願いいたします。